

## 一般社団法人日本医療保育学会認定 医療保育基礎資格課程実施要綱

医療保育とは、医療を要する子どもとその家族を対象として、子どもを医療の主体と捉え、専門的な保育を通じて、本人と家族の QOL の向上を目指すことを目的とする。

医療を要する子どもを担当する保育士は、その資質を高め、子どもの生活の場を問わず保育を通して子どもやその家族の QOL (Well-Being) の向上を推進する役割を担っている。

一般社団法人日本医療保育学会（以下、「学会」と略す）は、上記の目的を達成するために、医療を要する子どもを担当する保育士のキャリアラダーを設定し、それに基づいて「医療保育基礎資格課程（以下、「基礎課程」と略す）」、「医療保育専門士資格認定課程」の研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、前者修了者に「医療保育基礎資格課程修了証」を授与し、引き続きすべての課程を修了したものを、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」（以下、「医療保育専門士」と略す）として認定する。

本基礎課程実施要綱は、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」資格認定事業における医療保育基礎資格課程に関する細則に基づいて定めるものである。

### 1. 基礎課程のための受講資格

基礎課程を受講するものは、次の各号の条件を満たしているものである。

- (1) 日本国の保育士資格を有し、現職で保育に携わっている
- (2) 本学会正会員である（申し込み時点で会員であること）

### 2. 受講定員

30 名

### 3. 基礎課程のための参加登録

1) 参加登録を希望するものは申請期間に必要な書類を整えて、資格認定委員会事務局にメール添付で送る。

#### ◆申請書類

- (1)参加申込書（所定の様式）
- (2)保育士免許の写し（A4 サイズとする）
- (3)履歴書（所定の様式）

#### ◆申請期間 2026 年 3 月 1 日～3 月 31 日(必着)

2) 書類審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

応募者多数の場合は、抽選となる。

3) 書類審査の通知を受けた申請者は、基礎課程研修に必要な費用 33,000 円を所定の口座に入金し、参加登録申請書を提出する。

4) 入金を確認したうえで、正式な参加登録とする。

5) 参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で基礎課程研修に参加できない場合は、翌年度に限り受講資格を有する。

参加できないものは、基礎課程研修会が開催される前日までに不参加理由書（様式自由）を資格認定委員会事務局に提出する。

所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。

- 6) 一旦入金された基礎課程研修費用は、理由の如何を問わず返還しない。

#### 4. 基礎課程のスケジュール

- 1) 基礎課程は、2年間を通して受講する。

教授・学習方法は、オンデマンド学習、対面での講義や演習などで実施する。

##### 1年目

- ・6月7日（日）オンライン研修会（1日）
- ・6月～8月 オンデマンド学習と確認テスト期間
- ・8月22日（土）/23日（日） 対面研修会

##### 2年目

- ・5月～7月 オンデマンド学習と確認テスト期間
- ・7月の2日間 対面研修会

オンライン交流会 1年目と2年目の間に適宜設定する

詳細は、別途研修要項で提示する。

- 2) やむを得ない理由で、途中から資格認定研修に参加できなくなった場合は、翌年度に限り欠席分の研修に参加することができる。参加できなくなったものは、すみやかに不参加理由書（形式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格の権利を失う。

なお、講義・演習の組み合わせによる受講順序があるため、欠席科目によっては以後の受講ができなくなる場合がある（詳細は初日の研修会で連絡する）。

#### 5. 基礎課程の認定

- 1) 研修では、定められた研修をすべて受講し、指定の課題を提出して評価を受けなければならない。
- 2) 定められた研修をすべて受講し、定められた基準を満たしたものに、「医療保育基礎資格課程修了証」を発行する。
- 3) 医療保育専門士資格認定課程を受講する場合は、基礎課程修了後、3年内に受講する。3年を過ぎると医療保育専門士資格認定課程の受講権利を失う。